

# 株式会社フェリーさんふらわあ

2018年2月現在

## ◆車両取扱い区分一覧表

国土交通省令による分類		取扱要領
自動車の範囲	分類番号(ナンバー)	適用範囲
1、貨物の運送の用に供する普通自動車	10～19 及び 100～199	トラック(※)
2、人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車	20～29 及び 200～299	トラック(※)
3、人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車	3、30～39、 300～399、 30A～39Z、 3A0～3Z9、 及び3AA～3ZZ	乗用車
4、貨物の運用の用に供する小型自動車(追記有)	4、6、40～49、 60～69、 400～499、 600～699、 40A～49Z、 60A～69Z、 4A0～4Z9、 6A0～6Z9、 4AA～4ZZ、 及び6AA～6ZZ	自動車車検証で乗用定員(括弧内定員も含む)が4名以上の自動車は乗用車として扱い、4名以上であってもダブルシート(2列シート)で後部に荷台のついた自動車及び上記以外はトラックとして取扱う。
5、人の運送の用に供する小型自動車	5、7、50～59、 70～79、 500～599、 700～799、 50A～59Z、 70A～79Z、 5A0～5Z9、 7A0～7Z9、 5AA～5ZZ、 及び7AA～7ZZ	乗用車
6、散水自動車、 広告宣伝用自動車、 霊きゆう自動車その他 特殊の用途に供する 普通自動車及び小型自動車	8、80～89、 800～899、 80A～89Z、 8A0～8Z9、 及び8AA～8ZZ	原則として、改造申請前の車両ナンバーが基準となるが、以下の区分により選別する。 ・7m未満のキャンピングカー及び身体障害者用自動車(車検証の用途及び備考欄にそれぞれ記載)については乗用車とする。 ・6m未満で自動車車検証の乗用定員(括弧内定員も含む)が4名以上であっても、ダブルシートで後部に荷台のついた自動車及び上記以外はトラックとして取扱う。
7、大型特殊自動車 (次号に規定するものを除く)	90～99 及び 900～999	トラック(※)
8、自動車低当法第2条 ただし書きに規定する 大型特殊自動車	00～09 及び 000～099	トラック(※)
9、牽引車		種類及び用途を異にする自動車が連結した状態において、乗船する場合の航送運賃は、牽引自動車の種別及び用途による分類番号を基準とした運賃を適用する。
10、サイドカー付二輪車 (3～4m未満)	90～99 及び 900～999	乗用車として取扱う (車検証に側車付二輪の記載あり)

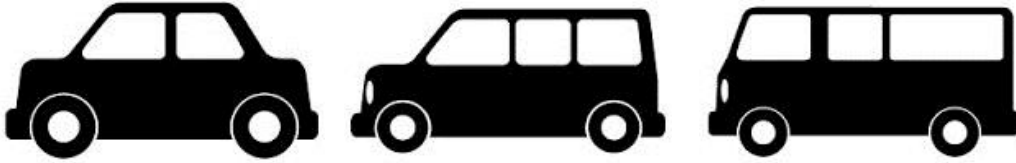
※トラックとは、乗用車以外の車両をいいます。

(注)キャラバン・ハイエース・シングルキャブ・ダイナ等は、車種によって異なる可能性がございますので注意願います。またシングルキャブは、トラック扱いです。キャラバン・ハイエース・ダイナ等は、車検証の車体形状をご確認ください。



4、貨物の運送のように供する小型自動車

- ・タイプ別区分
- 乗用車(定員4名以上)



(乗用車タイプ) (バン・ステーションワゴンタイプ) (ワンボックスタイプ)

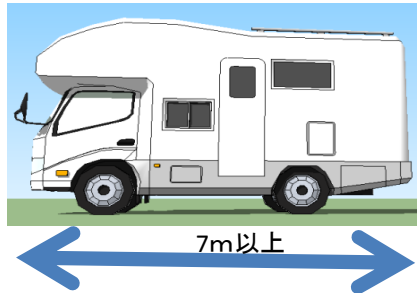
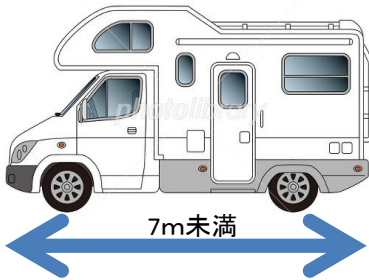
○トラック(定員4名以上でダブルシートで後部に荷台のついた乗用車及びそれ以外)



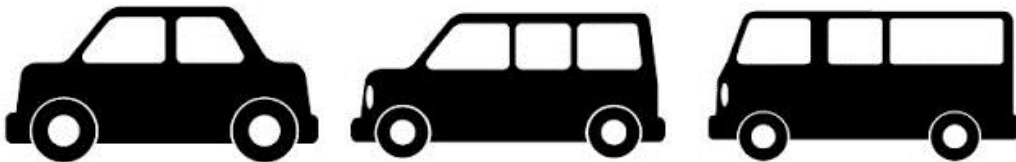
(定員4名以上のダブルシートトラック) (一般的なトラック)

6、散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車その他特殊の用途に供する  
普通自動車及び小型自動車

- ・キャンピングカーのタイプ別区分
- 乗用車(7m未満のキャンピングカー)
- トラック(7m以上のキャンピングカー)



- ・その他車両のタイプ別区分
- 乗用車(6m未満で定員4名以上)



(乗用車タイプ) (バン・ステーションワゴンタイプ) (ワンボックスタイプ)

○トラック(6m未満であっても定員4名以上でダブルシートで後部に荷台のついた乗用車及びそれ以外)

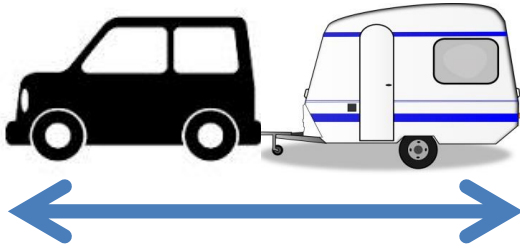


(定員4名以上のダブルシートトラック) (定員4m未満の一般的なトラック)

9、牽引車

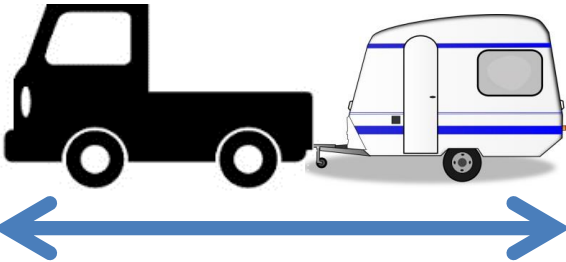
・乗用車で牽引する場合のタイプ別区分

○乗用車(前車両が乗用車で連結した状態)



車種	乗用車	+	牽引車
	↓		↓
運賃	乗用車運賃	+	トラック運賃

○トラック(前車両が乗用車で連結した状態)



車種	トラック	+	牽引車
	↓		↓
運賃	合計車長のトラック運賃		

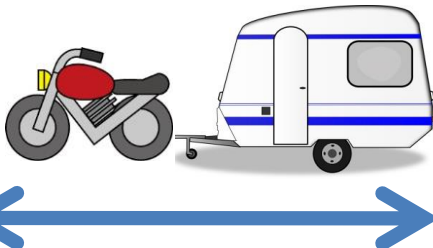
※牽引車がトラック扱いの場合

○乗用車(前車両が乗用車で連結した状態、かつ牽引車が乗用車の場合)



車種	乗用車	+	乗用車
	↓		↓
運賃	乗用車運賃	+	乗用車運賃

○自動二輪車(前車両が自動二輪車で連結した状態)



車種	自動二輪	+	牽引車
	↓		↓
運賃	特殊手荷物	+	トラック運賃

※牽引車がトラック扱いの場合

(受託手荷物の件)

旅客がその乗船区間について一緒に乗っていくものであって、以下の物に該当するものを対象とする。(運賃は無料)

- 1、3辺の長さの和が2メートル以下で、かつ、重量が30キロ以内の物
- 2、旅客が使用する車いす、盲導犬(盲導犬協会の発効する証明証をお持ち)

以上